

令和5年度版

補助事業パンフレット



日高川町



I N D E X

住まい

内容	ページ
若者新築住宅取得支援補助事業	1
【フラット35】地域連携型（住宅ローン金利優遇制度）	2
住宅リフォーム補助金	3
紀州材需要創出補助事業	3
住宅用蓄電池システム設置補助金	4
住宅耐震診断・改修補助事業	5
ブロック塀等耐震対策事業	5
結婚新生活支援事業補助金	6
コスモエコパワー地域貢献プロジェクト補助金（LED・発電機）	7

生活環境

内容	ページ
生ごみ処理容器等設置補助事業	8
里山生活空間保全事業	8
浄化槽設置整備事業	9
合併浄化槽ブロア更新補助事業	10
空き家解体事業補助金	11
路線バス回数券購入補助金	12
路線バス通学定期券購入費補助金	12

福祉

内容	ページ
家具転倒防止用固定金具取付事業	13
感震ブレーカー設置補助事業	13
住民票等の宅配サービス事業	14
高齢者等見守り装置貸与事業	14
町内温泉施設入浴料補助事業	15
福祉バス・タクシー券交付事業	15

母子保健

内容	ページ
一般不妊治療費助成事業	16
生殖補助医療先進医療費助成事業	16
産後ケア事業	17
すくすく赤ちゃん紙おむつ費用助成事業	17
こうのとり相談窓口	17
緊急風しんワクチン接種事業	18
新生児聴覚検査費助成事業	18
出産・子育て応援給付金事業	19
子育て支援チャイルドシート購入費助成事業	19

農林業対策

内容	ページ
農作物鳥獣害防止対策事業	20
農地保全対策支援事業	20
農地活用支援事業	21
環境緑化木配布事業	21

社会福祉協議会・シルバー人材センター

内容	ページ
地域たすけあいサービス事業	22
シルバー人材センター	23

この補助事業パンフレットは、広く住民の皆様にご活用いただける事業や今年度新たに創設された補助事業などを抜粋したものです。

このパンフレットに掲載されてない特定の方のみが対象となる事業もございますので、その都度お問い合わせください。



若者新築住宅取得支援補助事業

問合せ：企画政策課 TEL 23-9511

○内容

町内に定住する目的で新築住宅を取得する若者に対して、その費用の一部を補助します。

○対象者

町内に新築住宅を取得し、定住する意思のある方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 住宅取得日において18歳以上39歳以下の方
(配偶者が18歳以上39歳以下の場合も対象とします。)
- (2) 中学生以下の者と同居し扶養する方

○対象経費

新築住宅の建築費用及び未使用の建売住宅の購入費用

(対象住宅は、玄関、台所、居室、浴室、風呂、トイレを完備し、居住を目的とした延べ床面積が70㎡以上の住宅です。)

○補助金額

川辺地域	上限 130万円
中津・美山地域	上限 200万円

○申請書類

- ①申請書
- ②住民票（世帯全員）
- ③税金等完納証明書
- ④登記事項証明書（土地と建物）
- ⑤住宅の平面図
- ⑥工事請負契約書又は売買契約書
- ⑦住宅の写真（外観、玄関、台所、居室、浴室、風呂、トイレ）
- ⑧工事請負金額等を証する領収書など
- ⑨定住宣誓書



【フラット35】地域連携型（住宅ローン金利優遇制度）

問合せ：企画政策課 TEL 23-9511

○内容

長期固定金利住宅ローンの【フラット35】を利用する場合に、住宅金融支援機構が提供する「【フラット35】地域連携型」制度を利用することができます。【フラット35】の金利引下げを受けることができます。

○対象者

前ページの若者新築住宅取得支援補助事業の交付要件に該当する見込みの方で、かつ、中学生以下の子と同居し扶養する方（補助金の申請予定日までに、出産予定の方も対象となります。）

○支援内容

長期固定金利住宅ローン【フラット35】の借入金利の引下げ

- ・借入金利の引下げ期間：当初10年間
- ・金利引下げ幅：【フラット35】の借入金利から年▲0.25%

○申請書類

- ①申請書
- ②要件等確認チェックシート
- ③住宅建築工事請負等契約書
- ④住宅平面図
- ⑤住民票（世帯全員）
- ⑥母子手帳の写し
（前ページの補助金申請までに出産予定の場合）

住宅ローン【フラット35】



○注意事項

本制度を利用するには、【フラット35】の借入れの契約時までに、日高川町が発行する「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」を金融機関へ提出する必要があります。住宅金融支援機構が提供する本制度には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。

○その他

長期固定金利住宅ローン【フラット35】や【フラット35】取扱金融機関については、住宅金融支援機構又は各金融機関へお問い合わせください。

◇住宅金融支援機構

URL <https://www.jhf.go.jp/>

電話 0120-0860-35（お客様コールセンター）



住宅リフォーム補助金

問合せ：住民課 TEL 22-1701

○内容

現在、お住まいの住宅（営業目的で家賃が発生しているものは除く。）のリフォーム工事にかかる費用の一部を補助します。

○対象者

住宅の所有者及びその親族で、町税等を滞納していない方

○補助金額

10万円まで（補助率 1/10）

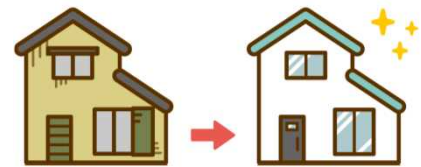
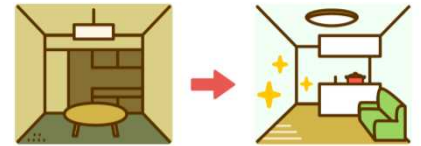
ただし、工事費用が10万円以上のもの

○施工業者

町内において1年以上建設業を営む個人又は法人

○提出書類

申請時	①交付申請書	②滞納調査に係る同意書	③住宅の位置図
	④工事前の写真	⑤見積書の写し	⑥図面
完了時	①実績報告書	②工事後の写真	③請求書・領収書の写し



紀州材需要創出補助事業

問合せ：林業振興課 TEL 23-9506

○内容

紀州材を使って、町内に家を新築・増改築・リフォームしようとする方に対して費用の一部を補助します。

○補助対象

和歌山県の「紀州材で建てる地域住宅支援事業」の対象とならなかったもの

○規格

構造材と併せて内外装材として、乾燥紀州材を使用していること

○補助金額

1棟あたり5万円～20万円まで

○提出書類

申請時	①事業申込書
完了時	①交付申請書 ②補助金請求書



住宅用蓄電池システム設置補助金

問合せ：企画政策課 TEL 23-9511

○内容

太陽光発電システムを同時に設置する又は既に設置している方が、新たに住宅用蓄電池システムを購入し設置する場合、費用の一部を補助します。

○対象者

- ①町内に住所を有している方
- ②自らが居住する又は居住しようとする町内の住宅に未使用の蓄電池システムを設置する方で、太陽光発電システムを同時に設置する又は既に設置している方



○対象機器

住宅用太陽光発電システムと常時接続する蓄電容量が4kwh以上の設備で、国が行うZEH支援事業の対象製品として登録されているもの。

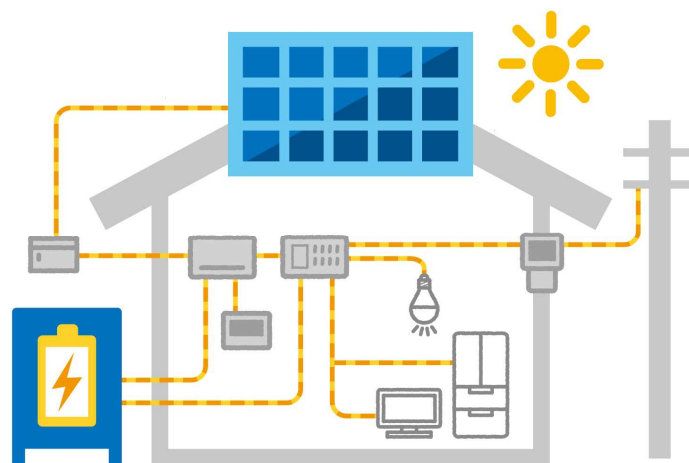
○補助金額

上限20万円（蓄電池システムの設置に要する費用の3分の1以内）

○申請書類

設置日（支払が完了した日）より6月以内に提出すること。

- ①蓄電池システムの設置工事請負契約書の写し
- ②蓄電池システム及び太陽光発電システムの設置状況が確認できる写真等
- ③蓄電池システムの配置図
- ④蓄電池システムの保証書の写し
- ⑤電力会社との電力受給契約が確認できる書類の写し
- ⑥蓄電池システムの設置費用が確認できる領収書の写し
- ⑦住民票の写し（世帯全員）
- ⑧税金等完納証明書（世帯内の納税義務者）





住宅耐震診断・改修補助事業

問合せ：総務課 TEL 22-1700

○内容

平成12年5月31日以前に着工された住宅の耐震診断、補強設計、改修工事にかかる費用の一部を補助します。
(耐震改修が必要な住宅の現地建替も対象です。)



○補助金額

事業種別	構造	補助率	上限額
耐震診断	木造	全額	48,000円 (自己負担なし)
	非木造	2/3	89,000円
補強設計	木造・非木造	2/3	132,000円
改修・建替	木造・非木造	$2/3 + \alpha$	1,011,000円
総合的実施	木造・非木造	$2/5 + \alpha$	1,166,000円



※総合的実施とは、補強設計と改修工事を一体的に実施することをいいます。

ブロック塀等耐震対策事業

問合せ：総務課 TEL 22-1700

○内容

ブロック塀等の倒壊による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的として、ブロック塀の撤去・改善にかかる費用の一部を補助します。

○対象となるブロック塀

道路に面したコンクリートブロック造り、レンガ造り、石造り等の塀
(道路面から高さ0.6m以上で延長2m以上のもの)

○補助金額

【撤去】 撤去費の9割又は6,000円/㎡を比較して少ない額

【改善】 改善費用の実費又は15,000円/mを比較して少ない額の1/2

(それぞれ上限額：10万円、最大20万円の補助)

○申請期間

令和6年2月末日までに工事が完了すること



結婚新生活支援事業補助金

問合せ：企画政策課 TEL 23-9511

○内容

日高川町内で新たに結婚生活を始めるご夫婦に新居の家賃等（最大6ヶ月分）、引越し費用を助成します。

○対象世帯

- ①婚姻届けが令和5年3月1日～令和6年3月31日
- ②夫婦共に日高川町に住所を有する
- ③夫婦共に年齢が39歳以下の世帯
- ④世帯所得が500万円未満の世帯
- ⑤継続して5年以上本町に定住する見込がある世帯



○対象経費

①住居費

- ・結婚を機に新たに居住の用に供するための住宅の購入に要した経費
 - ・賃貸住宅を借り受ける場合は、本町の区域内に所在する住宅であり、その家賃及び共益費（それぞれ6ヶ月分上限）+敷金+礼金+仲介手数料
- ※住宅手当等が支給されている場合は、住宅手当分（6ヶ月分）は対象となりません。

②引越し費

- ・結婚を機に新たに居住の用に供するための住宅への転居であって、自己またはその配偶者に係るものに要する経費

○補助金額

最大60万円

- ①夫婦共に29歳以下の場合 最大60万円
- ②夫婦共に39歳以下の場合 最大30万円

○申請書類

- ①申請書 ②戸籍謄本又は婚姻に係る受理証明書 ③住民票の写し（世帯全員）
- ④所得証明書（世帯全員） ⑤税金等完納証明書（世帯内の納税義務者）
- ⑥誓約書兼確認書 ⑦住居費・引越費の支払いが確認できる領収書等
- ⑧住宅手当等の支給が確認できる書類（手当が支給されている場合）
- ⑨奨学を目的とした資金の返済が確認できる書類（資金を返済している場合、所得よりその額を控除可能）

○申請受付期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで





コスモエコパワー地域貢献プロジェクト補助金

問合せ：総務課 TEL 22-1700

① 家庭用照明LED化推進事業

○内容

一般家庭における電気使用量の削減及び温室効果ガスの排出量の削減を図るため、LED照明等（電球・蛍光灯・シーリングライト）を新たに設置・交換する場合の器具購入費及び交換に伴う工事費用の一部を補助します。

○対象者

町内に住所を有し、かつ居住する世帯主
町税および使用料等を滞納していないこと

○対象要件

設置及び交換は居住部分であること
（倉庫、納屋、物置及び駐車場等は対象外）
アパート及び借家でない戸建住宅であること
購入・設置に要した費用が1万円以上であること



○補助金額

上限額 10万円（補助対象費用の1/2）

○申請書類

①申請書 ②住宅位置図 ③見積書 ④設置見取り図 ⑤設置箇所の写真

② 発電機購入事業

○内容

災害発生時における在宅時の停電対策として、非常用電源確保のための発電機の購入費用の一部を補助します。

○対象者

町内に住所を有し、かつ居住する世帯主
町税および使用料等を滞納していないこと

○対象要件

一般的な家庭用電源プラグが接続できるもの
ガソリン又はガスを燃料とするもの
※対象外となるもの
・中古品・オプション品・交換部品・個人売買のもの



○補助金額

上限額 5万円（補助対象費用の1/3）

○申請書類

①申請書 ②住宅位置図 ③見積書

生ごみ処理容器等設置補助事業

問合せ：住民課 TEL 22-1701

○内容

生ごみ処理容器又は電気式生ごみ処理機の購入費用の一部を補助します。
(1世帯につき1台)

○対象者

町内に住所を有する方
生ごみ処理容器等の設置及び維持管理が出来る方

○補助金額

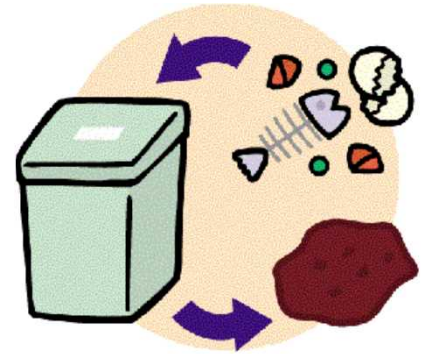
3万円まで (補助率 購入価格の1/2)

○提出書類

申請時 ①補助金交付申請書 ②見積書の写し
③購入予定の生ごみ処理容器等がわかるもの (カタログ等)

完了時 ①実績報告書 ②誓約書 ③設置写真 ④領収書の写し

※以前に補助を受けられたことのある方は、お問い合わせください。



里山生活空間保全事業

問合せ：林業振興課 TEL 23-9506

○内容

被害を及ぼす恐れがある立木から建屋等を守るため、建物等に隣接する立木の伐採を行う方に対して費用の一部を補助します。

○申請者

立木の所有者または立木の所有者の承諾を得た建屋等の入居者

○補助金額

要した費用の1/2以内 (上限額：50万円)

○提出書類

申請時 ①補助金交付申請書 ②見積書 ③実施前の写真
④位置図 ⑤伐採承諾書 (申請者と所有者が異なる場合)
⑥町税等納入状況調査承諾書
⑦伐採等の業務に関わる安全衛生特別教育等修了証の写し
(町長が必要と認める場合)
⑧その他町長が必要と認める書類

完了時 ①実績報告書 ②工事明細書
③工事写真 ④領収書の写し
⑤補助金請求書



浄化槽設置整備事業

問合せ：上下水道課 TEL 22-4814

○内容

合併浄化槽の設置費用及び単独浄化槽から合併浄化槽へ転換した場合の撤去または再利用に要する費用の一部を補助します。

○対象者

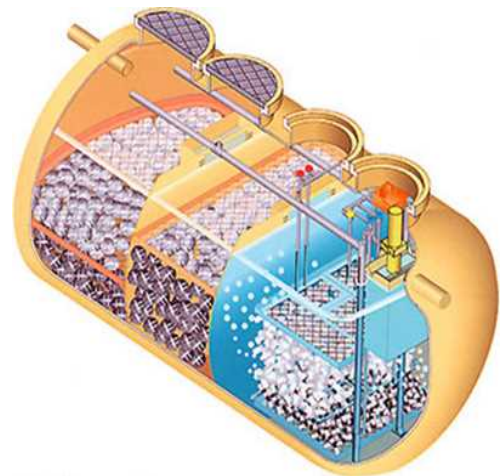
町内に居住又は設置後速やかに居住される方

○採択基準

町内全域（集落排水事業実施区域は除く。）
専用住宅（店舗併用住宅を含む。）
飲食店及び民宿（単独浄化槽からの転換に限る。）

○補助金（上限額）

- ・合併浄化槽設置補助
 - 5人槽 518,000円
 - 7人槽 639,000円
 - 10人槽以上 872,000円
- ・単独浄化槽撤去補助 120,000円
- ・単独浄化槽再利用補助 90,000円



○受付基数

30基程度（事前申請書の申込順）

○提出書類

- 申請時 ①設置申請書 ②交付申請書 ③事業計画書 ④設置届出書
⑤見積書 ⑥確約書
- 完成時 ①実績報告書 ②設置完了届写し ③維持管理・清掃委託契約書写し
④工事契約書写し ⑤法定検査申込書写し ⑥領収書写し
⑦浄化槽保証登録証（市町村用） ⑧補助金交付決定書写し
⑨工事自主検査チェック票 ⑩工事写真 ⑪住民票（抄本）
⑫登録浄化槽管理票（C票）

○受付期間

令和5年10月31日まで



合併浄化槽ブロア更新補助事業

問合せ：上下水道課 TEL 22-4814

○内容

合併処理浄化槽のブロアの更新にかかる費用に対して補助金を交付します。

○対象要件

設置後5年を経過した更新を要する合併処理浄化槽ブロア
保守点検、清掃及び法定水質検査を実施していること

○補助対象者

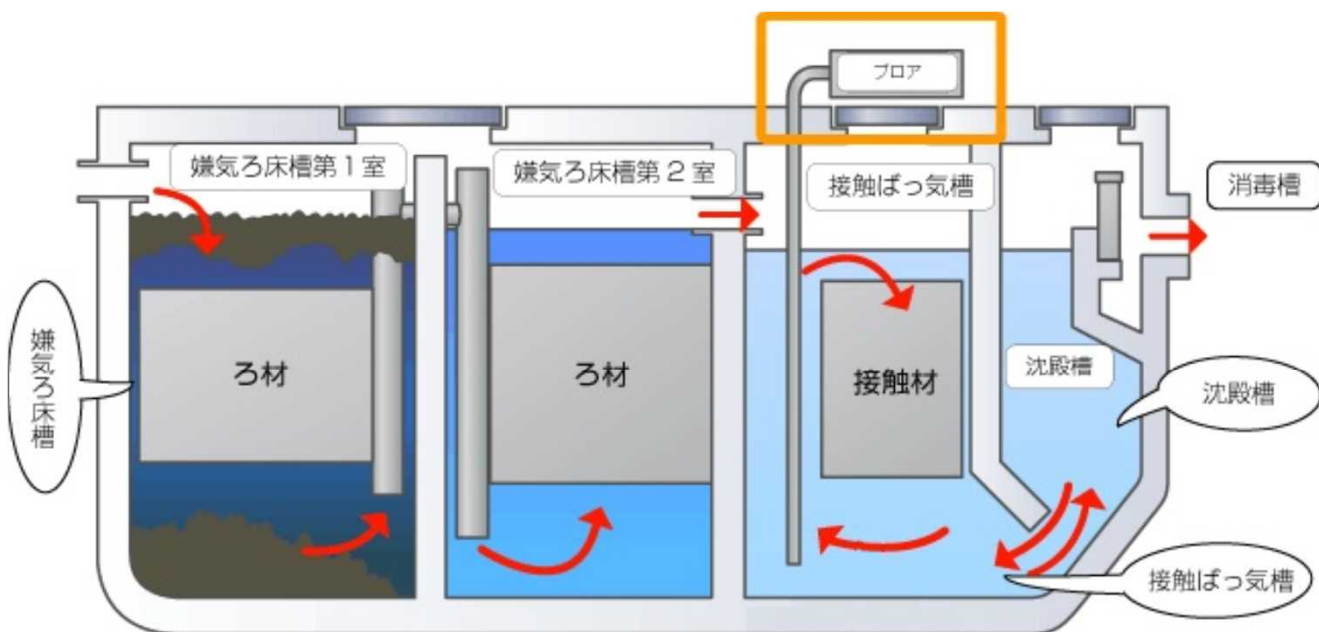
日高川町内に合併処理浄化槽を設置されている方
町税および使用料等を滞納していないこと

○補助金額

上限額 2万円（対象経費の1/2）

○提出書類

- ①交付申請書
- ②清掃業者が発行した清掃の記録の写し
- ③保守点検業者が発行した保守点検記録の写し
- ④指定検査機関が発行した法定水質検査結果書の写し
- ⑤業者が発行した交換を要する内容を明示した書類の写し及び見積書又は領収書の写し
- ⑥実績報告書
- ⑦交付請求書



空家解体事業補助金

問合せ：総務課 TEL 22-1700

○内容

町内の空き家の解体撤去工事にかかる費用を補助します。

○補助対象

以下に該当する空き家

- ①町内にある個人所有の居住の建物で、1年以上使用されていないもの
- ②空家の判定認定を受けた建物
- ③解体撤去事業者は、解体工事業の建設業許可を有する町内業者であること
- ④公的補償費の対象家屋等は対象外とし、かつ関連又は重複する補助がないこと

○申請者

所有者若しくは法定相続人であり、町税及び使用料等を滞納していないこと

○補助金額

- ①判定基準に基づく評点が100点以上・・・上限80万円
※見積額または基準額（面積×国標準除却費）の
いずれか少ない方の金額に5分の4を乗じて得た額
- ②判定基準に基づく評点が100点未満・・・上限40万円
※見積額または基準額（面積×国標準除却費）の
いずれか少ない方の金額に5分の2を乗じて得た額



判定基準に基づく評点とは・・・建物の老朽度によって判定される点数です。
老朽化が進んでいるほど点数が高くなります。

○提出書類

認定申請

- ①空家認定申請書
- ②位置図
- ③建物の写真
- ④所有者又は法定相続人であることを証明するもの（登記事項証明書又は固定資産税評価証明書、戸籍謄本等）
（代理人等に委任する場合）
- ⑤委任状・誓約書

申請時

- ①交付申請書
- ②空家認定通知書の写し
- ③事業実施計画書
- ④位置図及び建物平面図（延床面積及び対象床面積が確認できるもの）
- ⑤解体撤去に係る工事の見積書の写し（内訳明細書を含む。）
- ⑥（建物と土地の所有者が異なる場合）土地所有者の同意書
- ⑦所有者又は法定相続人が複数いる場合は、代表者である宣誓書

完了時

- ①解体撤去工事請負契約書の写し
- ②解体撤去に要した経費の領収書の写し
- ③工事写真（施工状況、工事内容が確認できるもの）
- ④建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出書の写し
- ⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3に規定する産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し

○申請期間

年度内に工事が完了すること



路線バス回数券購入費補助金

問合せ：企画政策課 TEL 22-2041

○内容

川原河から御坊市内へ通じる「熊野御坊南海バス日高川線」で使用できる「ふれあい回数乗車券」の購入費用を助成します。

○対象者

町内に住所を有している方

○補助額

購入金額の50%

※回数乗車券は1冊2,000円（2,200円分）

※1人 10冊までを上限に補助します。



○申請・購入方法

①役場または各支所地域振興課で、本人確認書類を添えて申請し、「割引券」を受け取る。

②受け取った「割引券」を回数券取扱窓口に提出し、割引後の価格で「回数乗車券」を購入する。

☞ 1冊2,200円分の回数乗車券が、1,000円で購入できます！

【回数券取扱窓口】 ① 熊野御坊南海バス（御坊市藪37 ☎22-1020）
② 「熊野御坊南海バス 日高川線」のバス車内
（停車時に乗務員にお問い合わせください）

路線バス通学定期券購入費補助金

問合せ：企画政策課 TEL 22-2041

○内容

川原河から御坊市内へ通じる「熊野御坊南海バス日高川線」で使用する通学定期券の購入費用を助成します。

○対象者

町内在住の高校生等またはその保護者で、高等学校等に通学するために通学定期券を購入する方

○補助対象

居住地の最寄りのバス停から高校等までの通学に要する路線バスの定期券（1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年）の購入費

○補助金額

通学定期券運賃を購入月数で割った1ヵ月あたりの運賃から5,000円を差し引いた金額に、購入月数をかけた金額

☞ 通学距離に関係なく1月あたりの定期券を5,000円で購入できます！

○申請方法

熊野御坊南海バスで通学定期券を購入するときに、補助金交付申請書兼委任状に記入し、在学を証明する書類を添えて提出することで、補助金額を差し引いた金額で通学定期券を購入できます。

家具転倒防止用固定金具取付事業

問合せ：総務課 TEL 22-1700

○内容

大規模地震時に家具（タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫、テレビなど）の転倒による被害防止、軽減を図る目的として、家具を固定する金具の取付を町が専門業者を派遣し、実施します。

○対象者

町内に住所を有する方で、以下の①～④の方を含む世帯

- ① 65歳以上の方
- ② 身体障害者手帳（1級、2級、3級）の交付を受けている方
- ③ 療育手帳の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方



○費用

無料（ただし、1世帯につき3台まで。1世帯1回限り。）
※4台目以降は、取付費用1,000円/台（税別）と
取付金具代が自己負担



感震ブレーカー設置補助事業

問合せ：総務課 TEL 22-1700

○内容

大規模地震時に、通電火災の発生防止を図るため、居住する家屋内に感震ブレーカーを設置する購入費及び取付費用を補助します。

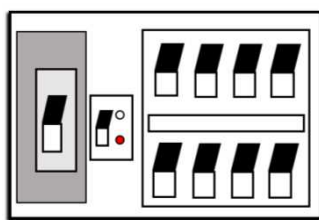
○対象者

町内に住所を有する方で、以下の①～④の方を含む世帯

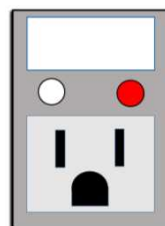
- ① 65歳以上の方
- ② 身体障害者手帳（1級、2級、3級）の交付を受けている方
- ③ 療育手帳の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

○補助金額

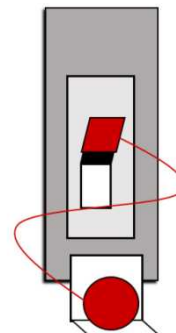
全額（上限額2万円まで。1世帯1回限り。）



分電盤タイプ



コンセントタイプ



簡易タイプ



住民票等の宅配サービス事業

問合せ：住民課 TEL 22-1701

○内容

外出することが困難な状況にある方などの申し出により、住民票、戸籍、印鑑証明、所得証明を宅配します。

○対象者

町内に住所を有し、外出が困難な状況にある方

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ② ひとり暮らしで短期の怪我、病気等の方
- ③ 世帯員全員が70歳以上の方
- ④ 要介護4、5認定者及びその方の介護を行っている同一世帯員

○対象となる証明書

- ① 住民票の写し
- ② 戸籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本、除籍謄抄本及び戸籍（除籍）に記載した事項に関する証明書
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 所得証明書
- ⑤ 戸籍（改製原、除籍）附票

○申し込み方法

- ① 電話等により役場へ連絡（開庁日の午前8時30分～午後5時15分）
- ② 役場において、対象者であることを確認します。
- ③ 申請者宅へ宅配（翌開庁日の午前9時～午後3時）
- ④ 申請書を記入の上、手数料と引き替えで証明書の交付



高齢者等見守り装置貸与事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

○内容

遠くで暮らす家族や親族に安否情報を届けることができ、緊急時には装置のボタンを押すことでコールセンターに通報できるシステムです。平常時には、人感センサーで人の動きを感知することができ、コールセンターで常時安否が確認されます。

○対象者

- ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ② ひとり暮らしの重度身体障がい者等
- ③ 重度身体障がい者等と同居している65歳以上の高齢者のみの世帯

○利用料金

1ヶ月 1,000円（税別）

○貸与機器

人感センサー・ボタン通報器・宅内受信機

- ▶ お住まいの地域により、貸与機器等の管理業者が異なります。

※申請に際しては、事前に保健福祉課へお問い合わせください。



町内温泉施設入浴料補助事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

○内容

高齢の方などが住み慣れた地域で充実した生活が送れるよう、心身のリフレッシュにつながる支援として、町内にある温泉施設の利用に対し入浴料を補助します。

○対象者

町内に住所を有する在宅の方で、次のいずれかに該当する方

- ①70歳以上の方（今年度中に70歳に達する方を含む。）
- ②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

○対象施設

- ①美山の湯
- ②中津温泉 あやめの湯 鳴滝
- ③かわべ温泉 きさくの湯

○利用方法

対象施設の受付で対象者であることが証明できるものを提示してください。



福祉バス・タクシー券交付事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

○内容

高齢の方や障がいのある方の外出を促進し、福祉の向上を図ることを目的に福祉バス・タクシー券を交付します。

○対象者

町内に住所を有する在宅の方で、次のいずれかに該当する方

- ①手帳の交付を受けている方
 - ・身体障害者手帳（1級または2級）
 - ・療育手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
- ②満70歳以上で、運転免許証を自主返納し運転経歴証明書の交付を受けている方
- ③満70歳以上で、自動車運転免許証（二輪を除く）を取得していない方

○助成額

1枚500円 × 年間30枚（15,000円分）

○申請方法

交付を希望する方は、手帳等（上記③に該当する方以外）をご持参の上、申請してください。

申請書を受付し、審査の上、認定した方に福祉バス・タクシー券を郵送でお送りします。

券には有効期限がありますので、毎年申請していただく必要があります。



一般不妊治療費助成事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

○対象者

- ① 申請日において、夫又は妻が町内に住所を有する方、又は申請日において夫又は妻が、外国人登録原票に登録されている方
(転入された方で、県内に継続して1年以上住民登録がある方)
- ② 法律上婚姻している、または事実婚関係にある方

○治療対象

- ① 医療保険適用となる不妊治療
- ② 医療保険適用外の不妊治療のうち、体外受精、顕微鏡受精を除く治療
- ③ 不育症に対する治療及び検査



○助成額

1回につき10万円を限度に、連続する2年間助成します。
※この助成事業を受けて出産した後も、再度助成を受けることができます。



生殖補助医療先進医療費助成事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041
御坊保健所 TEL 22-3481

○対象者

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係のある方で、町内に住所を有する方
- ② 生殖補助医療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断された方
- ③ 助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であり、和歌山県生殖補助医療先進医療費助成の交付決定を受けていること。

○助成額

保険適用外医療費の7割
※上限額：治療1回あたり最大20万円（県10万円、町10万円）

○申請書類

- ① 申請書

○助成回数 & 申請窓口

初回申請時の妻の 治療開始年齢	助成回数	県助成 の有無	町助成 の有無	申請窓口
40歳未満	43歳になるまで6回	○	○	御坊保健所
40歳以上43歳未満	43歳になるまで3回	○	○	御坊保健所



産後ケア事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

○内容

産後のお母さんの心身のケアや育児のサポートをするため、指定の助産所で宿泊又はデイサービスが利用でき、出産後のお母さんのからだのケアや育児・授乳の相談を受けられます。

○対象者

町内に住所を有する方で、体調や育児に不安や悩みのある、産後12ヶ月までのお母さんと赤ちゃん

○利用回数

宿泊型：7日まで

デイサービス型：14回まで（1回は2時間以上4時間未満）

○申請方法

母子健康手帳を保健福祉課又は中津支所・美山支所へお持ちください。



すくすく赤ちゃん紙おむつ費用助成事業

問合せ：住民課 TEL 22-1701

○内容

乳児の紙おむつ購入にかかる費用を助成します。

○対象者

町内に住所を有する方で、満1歳未満の乳児の保護者

○助成額

申請した月の翌月から満1歳になる月まで（月額 3,000円）

○申請書類等

- ① 申請書
- ② 振込先口座の通帳



こうのとりの相談窓口

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

県では、不妊に悩んでいる方々に情報提供や医学的な相談・悩みの相談窓口を開設しています。

- ・専門医による面接相談(要予約)
- ・保健師等による電話相談 月～金、9時～17時45分
(担当者不在時は折り返し連絡します。)
- ・保健師等によるメール相談 e0412004@pref.wakayama.lg.jp



開設場所	お問い合わせ先
岩出保健所 保健福祉課	0736-61-0049(直通) 岩出市高塚209
湯浅保健所 保健福祉課	0738-64-1294(直通) 湯浅町湯浅2355-1
田辺保健所 保健福祉課	0739-22-1200(内線675) 田辺市朝日ヶ丘2355-1

緊急風しんワクチン接種事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

○内容

妊婦とその子どもを風しんから守るため、子育て支援として風しんワクチンの接種を行います。

○対象者

- ①妊娠を予定又は希望されている19歳以上50歳未満の女性
- ②妊娠されている女性の配偶者



○費用

無料

○申請方法

接種を希望される方は、窓口にて申請してください。

※妊娠している女性の配偶者が申請する場合は、母子手帳が必要です。

○注意事項

- ①妊娠中の方は、予防接種を受けることができません。
- ②女性の方は、接種後2ヶ月間は妊娠を避けてください。
- ③過去に風しんの予防接種を受けた方は、対象外となります。



風しんは、風しんウイルスによって起こる感染症で、「三日はしか」と呼ばれることがあります。くしゃみや咳などで飛び散った唾などによって飛沫感染し、通常2～3週間の潜伏期間の後に、発熱や発疹、首や後頭部のリンパ節の腫れ、関節の痛みなどの症状がみられます。

なかでも妊娠初期の妊婦が感染すると、白内障、心疾患、難聴などの障がいを持つ赤ちゃんが生まれる可能性があります。

新生児聴覚検査費助成事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

○内容

新生児期に受けた聴覚検査（出産後入院中の医療機関や助産所で受けたもの）及び要再検査となった場合の確認検査（1回のみ）の費用の一部を助成します。

○助成金額

上限 7,000円/回

○提出書類

- ①交付申請書兼交付請求書
- ②新生児聴覚検査に係る領収書
- ③検査の方法及び結果がわかる書類（写し）
又は母子手帳（写し）





出産・子育て応援給付金事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

○内容

妊娠期から安心して、出産・子育てができるように相談や必要に応じて情報提供などを行い、経済的支援を行う事業です。

○対象者

町内に住所を有する妊婦

○給付金

妊娠時 5万円

出産時 5万円

○申請の流れ

妊娠届時

出産応援給付金の申請（アンケート）
保健師との面接

妊娠期8ヶ月頃

アンケート
希望により保健師、助産師との面談
第1子妊婦については全数訪問

出産後

子育て応援給付金の申請（アンケート）
保健師・助産師の訪問



子育て支援チャイルドシート購入費助成事業

問合せ：保健福祉課 TEL 22-9041

○内容

子育て支援の一環として、チャイルドシートの購入費用を助成します。

○対象者

町内に住所を有する方で、乳児（1歳未満）を養育する保護者

○補助の対象となるチャイルドシート

国土交通省の定める安全基準に適合するもの

○補助金額

1万円まで

○申請書類等

①領収書 ②品質保証書等 ③振込先口座の通帳

○注意事項

※個人売買や譲渡により取得したものは対象外です。

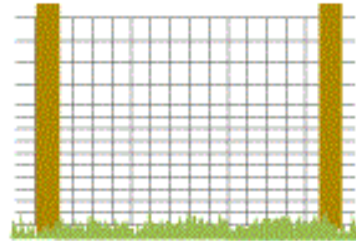


農作物鳥獣害防止対策事業

問合せ：農業振興課 TEL 22-2048

侵入防止資材の購入

- 内容 農作物の鳥獣害を防止するためのネットやフェンスなどの資材の購入費用の一部を補助します。
- 補助対象者 町内に住所を有する農業者
- 補助金額 購入費の1/2以内
 - ・購入費が1万円～20万円以内
 - ・家庭菜園は対象外
- 提出書類
 - 申請時 ①補助金交付申請書 ②事業計画書 ③見積書
 - 完了時 ①事業実績報告書 ②領収書 ③完成写真



農地保全対策支援事業

問合せ：農業振興課 TEL 22-2048

- 内容 農地保全のための農業用機械購入費用の一部を補助します。
- 補助対象者 経営農地10a以上を耕作している町内に住所を有する農業者（認定農業者は除く。）
- 補助金額 購入費の1/3以内
 - ・補助対象となる購入費 10万円以上
 - （補助金の上限額：30万円）
- 提出書類
 - 申請時 ①補助金交付申請書 ②事業計画書 ③確約書 ④見積書 ⑤機械カタログ
 - 完了時 ①事業実績報告書 ②領収書 ③購入した機械の写真
（乗用の場合はナンバーが確認できること）



農地活用支援事業

問合せ：農業振興課 TEL 22-2048

○内容

農業委員会において新規で利用権を設定または、再更新した上で利用権を設定した農地に対して補助します。

○対象者

規模拡大したい意欲ある農業者

○補助金額

対象農地に対し、10アールあたり5,000円を補助
年内（1月～12月末）において利用権を設定された農地
（ただし、令和5年度においては（4月～12月末））の
累計総面積が10アール以上

○申請書類等

- ①補助金交付申請書兼実績報告書
- ②補助対象農地一覧表



環境緑化木配布事業

問合せ：林業振興課 TEL 23-9506

○内容

地域の公園や公民館等の公共施設及びその周辺に植樹する場合、緑化木を無料で配布します。

○申請者

町内の区等

○提出書類

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 申請時 | ①配布申請書
②植栽予定位置図
③植栽予定地の写真 |
| 完了時 | ①完了報告書 |



地域たすけあいサービス事業

○内容

高齢の方や障がいのある方に対し、部屋の掃除や庭の草引き等をお手伝いします。

- ①屋内の掃除
- ②ガラス拭き
- ③庭の手入れ
- ④生活必需品の買い物
- ⑤粗大ゴミの運搬
- ⑥電球交換
- ⑦その他

○対象者

町内にお住まいの方で、町内に子供や親戚等がおられない場合や、おられる場合でも援助を求めることが困難な世帯であり、下記に該当する方

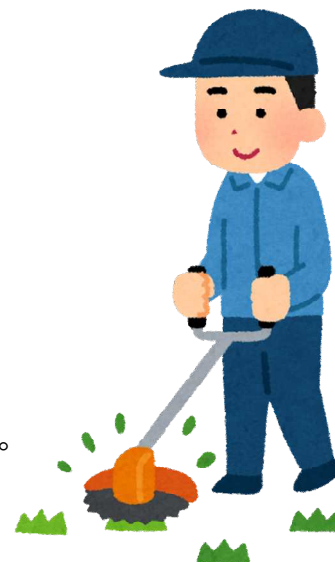
- ①夫婦いずれかが65歳以上の世帯
- ②65歳以上のひとり暮らし世帯
- ③障がい者を含む世帯
- ④上記以外に社会福祉協議会長が認めた世帯

○利用料

500円～（30分毎）

※機械を使用した草刈りなどは、30分750円となります。

また、ご自宅までの交通費等が別途必要です。



【お問い合わせ】

日高川町社会福祉協議会

川辺事務所 TEL 22-5424

中津事務所 TEL 54-1007

美山事務所 TEL 23-9508

シルバー人材センター

シルバー人材センターをご利用ください。

問合せ：シルバー人材センター Tel 24-9012

シルバー人材センターは、町内はもとよりふるさとから遠く離れている皆様方からも多くのお問い合わせや仕事のご依頼をいただいています。
依頼があれば、現場を見て打ち合わせし、「仕事は速やかに、丁寧に！」を心がけています。臨時的・短期的・軽易なお仕事がありましたらご依頼をお待ちしています。

【利用料金の一例】

- ・草刈り（1人で3時間の場合）・・・4,000円程度（草刈り機使用料込み）
- ・清掃センターへのゴミ搬入（1～2時間）・・・3,500円程度+持ち込み料
- ・農作業（人力）・・・1時間1,000円程度
- ・家事のお手伝い・・・1時間1,000円程度

会 員 募 集

高年齢者の皆さん！
あなたの豊かな知識と経験を
社会のために、誰かのために
活用してみませんか。



シルバー人材センターとは

◆就職することは望まないが、『自らの能力や経験を活かして働く機会を得たい』『社会の役立つ仕事をしたい』『追加的な収入を得たい』『生きがいの充実や社会参加をしたい』という、働く意欲をもつ高年齢者が会員となり、民間事業所・個人家庭・公共団体等から日常生活に密着した、臨時的かつ短期的及びその他の軽易な仕事を引き受け提供する高年齢者の自主的な団体です。

会員を希望される方の資格

- ◆日高川町にお住まいの方
- ◆健康で働く意欲のある方
- ◆シルバー人材センターの主旨に賛同した方
- ◆おおむね60歳以上の方
- ◆定められた会費を納めた方

役場 問い合わせ先一覧

本 庁

総務課

• Tel 2 2 - 1 7 0 0 Fax 2 2 - 8 7 7 9

防災センター

• Tel 2 4 - 9 2 8 0 Fax 2 4 - 0 0 5 0

企画政策課

• Tel 2 2 - 2 0 4 1 Fax 2 2 - 1 7 6 7

住民課

• Tel 2 2 - 1 7 0 1 Fax 2 2 - 9 6 8 3

税務課

• Tel 2 2 - 8 8 4 1 Fax 2 2 - 9 6 8 3

保健福祉課

• Tel 2 2 - 9 0 4 1 Fax 3 2 - 7 2 6 6

上下水道課

• Tel 2 2 - 4 8 1 4 Fax 2 2 - 8 8 2 1

建設課

• Tel 2 2 - 5 2 8 0 Fax 2 2 - 1 7 6 2

農業振興課

• Tel 2 2 - 2 0 4 8 Fax 2 2 - 1 7 6 2

出納室

• Tel 2 2 - 1 7 0 2

議会事務局

• Tel 2 2 - 9 5 0 4 Fax 2 2 - 2 0 9 3

中津支所

中津地域振興課

• Tel 2 3 - 9 5 0 3 Fax 5 4 - 0 1 2 3

建設課・地籍調査室

• Tel 2 3 - 9 5 0 4 Fax 5 4 - 0 0 9 8

美山支所

美山地域振興課

• Tel 2 3 - 9 5 0 5 Fax 5 6 - 0 4 4 3

寒川出張所

• Tel 5 8 - 0 0 0 1 Fax 5 8 - 0 0 6 2

林業振興課

• Tel 2 3 - 9 5 0 6 Fax 5 6 - 8 0 0 3

教育委員会

教育課

• Tel 2 2 - 8 8 1 6 Fax 2 4 - 0 1 5 4

中央公民館（交流センター）

• Tel 2 4 - 9 3 3 3 Fax 5 4 - 0 1 7 4

川辺公民館

• Tel 2 2 - 9 5 5 3 Fax 2 2 - 9 5 9 4

美山公民館

• Tel 2 3 - 9 5 1 0 Fax 5 6 - 0 3 2 2



令和5年6月発行



日高川町

